

知 事 意 見 （ 要 綱 ）

平成 17 年 12 月 13 日

美作岡山道路（勝間田 I C－勝央 J C T）建設事業に係る環境影響評価準備書について、関係市町長並びに関係地域住民及び岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講じることとされたい。

記

1 環境影響の低減について

当環境影響評価は長期の予測となっており、予測の際に設定した条件が変わるおそれがあるため、工事着手前や工程の各段階において、現況の把握及び環境対策の再検討を行い、事業の実施による環境への影響を極力低減するよう努めること。

2 調査、予測及び評価について

計画交通量については、大気質、騒音及び振動の予測評価に当たって、最も根幹的な重要諸元であることから、定期的に検討を加え、変更が生じた場合には、その変更内容に応じて大気質等の再予測を行うなど、適確な予測評価を確保すること。

3 環境保全措置について

既に環境影響評価を実施し、工事を行っている区間の結果も踏まえ、より効果的な内容となるよう努めるとともに、全区間を一体として総合的な措置とすること。

4 環境管理計画について

予測結果との比較検討を行った結果、追加的環境保全措置が必要になった場合の対策を講じる旨を記載すること。

5 地元理解及び住民参加について

周辺住民に対して、今後具体化する工事計画、環境保全措置等の内容を適宜十分に説明し、理解と協力を求めながら事業を進めること。

6 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処されたい。

指 摘 事 項

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 大気質

- ① アイドリングストップの実施を徹底するとともに、合理的な運行計画を立案・実施し、大気環境への影響を極力低減するよう取り組むこと。
- ② 工事用車両の通行、建設機械の稼働に伴う粉じんの発生を防止するため、散水等の対策を十分講じること。

(2) 騒音

- ① 建設機械の稼働に係る予測結果で防音シートの設置が不可欠とされた箇所については、確実に措置を実施し、期待した効果が発揮されているか十分に確認すること。
万一、効果が発揮されていないことが確認された場合には追加対策を講じること。
- ② 供用時の自動車騒音については、一部地点で環境保全目標を超過する結果となっているため、騒音レベルの推移を注視し、必要に応じて、対策を講じるよう検討すること。
- ③ 低周波音については、事後対策が講じにくいいため、道路構造の詳細設計の際に、発生を抑制するよう検討すること。
また、供用後は実態を把握し、適切に対応すること。

(3) 水質・水象

- ① 供用時の路面排水については、油分や浮遊物質による公共用水域への影響が生じないように、適切な排水対策を講じること。
- ② 本事業の実施により、水系の遮断・変更が生じる可能性があるため、環境保全措置の方針をより具体的に明らかにすること。

(4) 地質

道路構造の詳細設計に当たっては、地質に留意し、法面の安定性確保に配慮すること。

2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

(1) 動物・植物・生態系

- ① 道路法面の緑化に当たっては、植物の特性を把握し、植生回復が効果的に行われる計画とすること。

- ② 動植物調査については、実施計画書の内容を踏まえた調査が行われているか再度検証し、不足があれば追加調査を実施すること。この際、貴重種が確認された場合には、専門家の意見を仰いで適切な保全措置を講じること。

評価書では、以上の結果を反映するとともに、昆虫等の動物現地調査の踏査ルートを示すこと。

- ③ 道路構造の詳細設計に当たっては、ニホンジカ等の動物の移動経路を詳細に把握し、周辺道路の事例も参考にして、適切な箇所にボックスカルバート等の誘導措置を講じること。

なお、ロードキルの予測結果については、交通量とロードキルとの相関性を再度検証すること。

- ④ 事業実施区域周辺でゲンジボタル等夜行性動物の生息が確認されているため、夜間照明に係る環境保全措置を確実に実施し、生息環境の保全に努めること。

3 地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保

(1) 景観

公共事業等景観形成基準（平成元年岡山県公告第 623 号）に基づいて、周辺景観との調和が図られるよう、十分に配慮すること。

(2) 文化財

対象事業実施区域は遺跡の密集地とも言える地域であるため、事前に対象地域内における文化財の状況を十分に把握するとともに、工事に際して未確認の遺跡が確認された場合には、関係機関等と協議の上、適切な対応を講じること。

4 環境への負荷の低減

(1) 温室効果ガス

京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、道路照明等の各種設備に省エネ型製品を導入するとともに、関連施設に自然エネルギーを利用した発電装置を設置するよう検討すること。